

平成 2 1 年 3 月 2 5 日

平成 2 1 年第 1 回 岬町議会定例会

第 3 日 会議録

平成21年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

平成21年3月25日(水)午前11時30分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 な し

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 瀧 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長代理
兼 議会係長 竹 下 雅 樹

議事日程

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 日程 1 | 議案第 3 1 号 岬町立集会所条例の一部を改正する件の訂正の件 |
| 日程 2 | 三常任委員長報告及び少数意見の報告 |
| 日程 3 議案第42号 | 平成 2 0 年度岬町一般会計補正予算（第 6 次）の件 |

(午前11時30分 開議)

谷本 貢議長 皆さん、こんにちは。

ただいまから平成21年第1回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻、午前11時30分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、「議案第31号 岬町立集会所条例の一部を改正する件の訂正の件」を議題とします。

本件について、訂正理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程1、岬町立集会所条例の一部を改正する件の訂正の件について、説明させていただきます。

3月4日提出いたしました日程32、議案第31号、岬町立集会所条例の一部を改正する件について本議会で説明した内容の一部誤りがあることが判明いたしましたので、訂正をお願いいたします。

訂正内容といたしましては、朝日地区の集会所の名称を「朝日集会所」として岬町立集会所条例の一部を改正することを提案いたしましたことについて、正式名称といたしましては「朝日会館」となっていますので、議案の訂正をお願いします。

なお、3月12日開催の総務文教委員会で委員会資料の差しかえをするのと同時に、訂正内容を説明させていただきました。

このようなことになり、議員各位にご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう、なお一層、細心の注意を払ってまいりたいというように存じます。よろしく申し上げます。

以上、本件の訂正について許可を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

谷本 貢議長 お諮りします。

ただいま議題となっております「議案第31号 岬町立集会所条例の一部を改正する件の訂正の件」を許可することに、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、「議案第31号 岬町立集会所条例の一部を改正する件の訂正の件」を許可することに決定しました。

谷本 貢議長 日程2、「三常任委員長報告及び少数意見の報告」を行います。

過日、3月5日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、岡本重樹君。

岡本事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告を行います。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました9件の議案については、3月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議案第2号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件うち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成21年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第12号、平成21年度岬町下水道事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第13号、平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第21号、平成21年度岬町水道事業会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第23号、新たに生じた土地の確認の件と、議案第24号、町の区域の変更の件の2件については、一括議題とし、質疑・討論なく、2件とも満場一致で可決されました。

議案第38号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された9議案は可決すべきものと決定をしております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

谷本 貢議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、竹内邦博君。

竹内厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託されました13件の議案については、3月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑・応答の詳細な内容については、配付しております厚生委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件うち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第3号、平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成21年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

なお、本件に対し廃棄された意見は、和田勝弘委員が1名の委員の賛成を得て、少数意見として留保いたしました。

議案第9号、平成21年度岬町国民健康保険特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第10号、平成21年度岬町老人保健特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満

場一致で可決されました。

議案第10号、平成21年度岬町老人保健特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第11号、平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第14号、平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第15号、平成21年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第28号、岬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第35号、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第36号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第37号、岬町介護保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された13議案については、可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

谷本 貢議長 厚生委員長の報告が終わりました。

次に、厚生委員会に付託しました議案第7号、平成21年度岬町一般会計予算の件について、和田勝弘君から会議規則第76条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。和田勝弘君。

和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、少数意見の報告をいたします。

平成21年度岬町一般会計予算については、遺族会の追悼式など、すべての予算について賛成したいのですが、ただ1点、多奈川保育所・深日保育所への統合の予算が計上されております。

これにより、多奈川住民と保護者の方が最後まで望んでいた多奈川保育所存続の願いもむなし、深日保育所への統合に決定され、進んでいくようではありますが、多奈川保育所休所で多奈川が過疎化になるのが大であります。

また、統合の計画期間は平成20年10月末からの5カ月間と短く、その上に町行政側は、保育所の統合を1カ月で決定したのは無謀であり、町長初め、行政の強引な統合の政策により存続をあきらめさせられた人たちの気持ちを酌みますと、賛成しがたい。

よって、苦渋の選択ですが、厚生委員会において反対をいたしました。

以上で、報告を終わります。

谷本 貢議長 少数意見の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告及び少数意見の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、田代 堯君。

田代総務文教委員会委員長 それでは、議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました19件の議案について、3月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いました。

また、議案第29号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件、議案第30号、岬町文化センター条例の一部を改正する件、及び議案第40号、岬町青少年センター条例の一部を改正する件の3件については、今回の内容で条例を改正する場合は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第24条の2第2項で、「議会は、議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定されていることが判明したため、3月25日に再度、委員会を開催し、教育委員長から提出された審議報告書も踏まえ、再審査を行いました。

なお、教育委員会からの報告の内容は、平成21年2月25日の定例教育委員会において条例改正に関する説明を受け、全委員一致で承認したということでありました。

本委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

続いて、議案第6号、平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成21年度岬町一般会計予算の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第8号、平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第16号、平成21年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件、議案第17号、平成21年度岬町深日財産区特別会計予算の件、議案第18号、平成21年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件、議案第19号、平成21年度岬町谷川財産区特別会計予算の件までの4件については、一括議題とし、質疑・討論なく、4件とも満場一致で可決されました。

議案第20号、平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第26号、岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

続いて、議案第27号、岬町職員の修学部分休業に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第29号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、再審査した結果、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第30号、岬町文化センター条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、再審査した結果、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第31号、岬町立集会所条例の一部を改正する件については、3月11日付で町長から議長に「事件の訂正請求書」が提出され、その報告を受け、本委員会において、訂正後の内容で審査することの了承を得た上で、審査した結果、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第32号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

続いて、議案第33号、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第34号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第39号、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第40号、岬町青少年センター条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、再審査した結果、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された19議案とも可決すべきものと決定しております。

以上で、報告を終わります。どうも委員の皆様方には、慎重審議ありがとうございました。

谷本 貢議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告及び少数意見の報告が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は13時からです。

(午前11時56分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

谷本 貢議長 ただいまから、議案第2号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか、中原議員。

中原 晶議員 議案第1号、違う、2号やね。恐れ入ります。

第5次の補正予算につきましては、委員会等でも意見を申し上げてきたとおりであります。障害者認定システムの改修に係る予算や介護保険の新しい認定システムの改修費が含まれている

ところであります。

障害者認定システムにつきましては、人材確保とサービス向上が目的ということで、報酬が5.1%全体として引き上げられるということで、このこと自体については評価しているところではありますが、一定の要件を満たす事業所にしか加算が取れないなど、不十分な点が残されており、真に人材確保やサービス向上につながるのかどうか、懸念をしているところであります。

また、介護保険の4月から運用の認定システムの変更にかかわって、一般質問や委員会でも、さまざまな懸念については申し上げてきたとおりであります。認定制度の変更によりまして、必要な介護が受けられなくされる利用者が発生する可能性があることを指摘してきたところであります。

介護保険全体につきましては、これまでサービス抑制が連続してもたらされてきましたが、今回の変更により、これまで以上にその流れが大きなものとなる心配をしているところであります。介護サービスの利用者、家族への影響ははかり知れません。

さらに、一旦出された認定の方法の見直しが現在検討されており、運用する側の町の職員にも、さらなる混乱をもたらすことが新たに発生してまいりました。

見直し自体は、諸団体の運動や国民的批判を受けての一定の成果と見られますが、制度変更の根幹部分については一切、手をつけないという考え方で、小手先の見直しにすぎず、利用者の不利益は避けられないものと考えられます。

4月からの運用の詳細にわたる方針が今現在に至っても伝えられていないという状況で、職員の皆さんのご苦勞はお察しするところでありますが、その被害を受けるであろう利用者や家族のことを考えると、とても賛成できるものではないという立場であります。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第2号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

中原 晶議員 賛成です。

谷本 貢議長 まず、原案に反対の方の発言を許します。反対ないですか。

中原 晶君。

中原 晶議員 要望を申し上げて、賛成討論に参加したいと思います。

この後期高齢者医療制度という世界に類を見ない冷たい制度に対しては、国民の怒りはおさまるところがありません。

政府は、批判とさまざまな運動に押され、手直しに手直しを重ね、もはや制度自体もぼろぼろになっているというのが現状であろうと考えております。その手直しに町の職員もこれまで振り回されてきて、大変ご苦労しているところというふうにお察し申し上げます。この制度について、住民の立場に立つならば、この制度の廃止を求める以外に選択肢はないと考えるものであります。

しかしながら、国で定められたことでもあり、一つの町として、できる努力には限界があり、職員の皆さんも苦労して、さまざまな制度の変更に適切に対応するのが精いっぱいだったと、委員会での答弁をお聞きしたところであります。

そのご苦労に配慮いたしまして今回は反対はいたしません。今後、住民の命と暮らしを守るために、より一層努力していただくよう求めて、賛成いたします。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第3号「平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号「平成20年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

中原 晶議員 賛成です。

谷本 貢議長 反対の方ないですか。

中原 晶君。

中原 晶議員 本件につきましては、介護従事者の処遇改善特例交付金が含まれているものであります。下げられ続けてきた介護報酬の引き下げにより、介護従事者の人材不足という深刻な事態に陥っている現状から見ますと、まだまだ不十分なものではあるといえ、報酬引き上げそのものは積極的に受けとめるものであります。

ただいま不十分と申し上げましたが、さまざまなハードルが設けられており、現実に介護従事者の処遇改善につながる保障は、一切設けられておりません。また、介護認定システムの変更による影響も懸念されるところであります。

しかしながら、委員会の審議の中で、サービス提供責任者を常勤として配置するという独自の努力の姿勢が示され、町の姿勢に対して一定の評価ができるものとするものと考えております。

現実に介護従事者の処遇が改善され、介護サービスの利用者にとっても安心して利用できるサービスを保障するために、町としても引き続き努力することを求めて、賛成いたします。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第5号「平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第5号は、可決されました。

議案第6号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成21年度岬町一般会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

反対ですか。

中原 晶君。

中原 晶議員 来年度の一般会計予算につきましては、妊婦健診への補助を大幅にふやすことや支援センターの人的な充実を初め、住民サービス向上のための一定の努力が払われた点につきましては評価をしているものであります。

しかしながら、先ほど和田議員から指摘のあったように、多奈川保育所を深日保育所に統合する件も含まれており、これによりまして、利用している子どもたちや保護者の皆さん、また、地域への打撃は甚大なものであると考えられます。

また、粗大ごみの有料化は継続をするということも示され、来年度においては、さらに普通ご

みの有料化に向けた動きを加速するということも確認されたところであります。

さらに、憲法を変えるための国民投票の準備に係る予算化が含まれており、到底賛成できるものではないと考えるものであります。

日本国憲法につきましては、施行後62年を経過したところであります。憲法制定以来、憲法がよって立つ「主権在民」「恒久平和」「基本的人権」などを初めとして、先駆的原則を守り、発揚するための国民的努力が重ねられてきたところであります。戦後の日本社会は、この粘り強い国民的努力によって築かれ、支えられてきたものであります。

今回予算化されている選挙人名簿システムとは、現在の憲法を変えるための手続である国民投票の準備に係る予算であります。

2007年当時、国民投票法が強行されたときの国会審議で、憲法改定の中心的なねらいは、戦争放棄、戦力不保持を定めた9条を変え、自衛軍の保持を明記した上で、アメリカとともに海外で戦争する国につくりかえるということが明らかになっているところであります。世界の流れが国際紛争を平和的、外交的に解決しようという大きな流れを生み出しつつあるときに、先駆的意義を持つ9条を初めとした日本国憲法を変えることは許されないものであると考えます。

また、同時に、当時の国会審議で、18項目にも及ぶ附帯決議が上げられており、最低投票率の制度の是非など、手続の根幹にかかわる問題が現在におきましても、多く残されているものであります。

日本国憲法が反国民的な方向に変えられるようなことが起これば、当然、岬町の住民にも大きな影響が避けられないことは言うまでもありません。現憲法の持つ先駆的な原理を守り、発展させるという立場から、本予算には賛成できるものではないことを申し上げておきたいと思います。

なお、大阪府の改革の悪影響については、担当部局の努力もあり、現時点では免れているということが委員会の審議の中で確認をされました。

今後、4医療費公費負担の削減など、住民の不利益となるものに対しては、町として主体的努力を怠らぬよう要望いたします。あわせて、委員会の場でさまざまな点にわたって要望した点についても、住民の利益を守る立場で最大限努力することを、重ねて求めたいと思います。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

小川日出夫君。

小川日出夫議員 一般会計の予算について、多奈川保育所休所、そして深日保育所の統合に予算が計上されている件でございますが、多奈川保育所の休所の件を11月に聞いたときは、私も少

し戸惑いました。

この保育所は、多奈川東にあり、私の地元にあります。物心ついたときからある保育所が休所になることは大変寂しい思いがいたします。しかし、芦田部長を初め、古谷課長、役場の職員が、保護者に対して5カ月間にもわたり説明を行ったとのこと。内容は、児童数の減少、保育士の減少、深日保育所に統合することが幼児保育環境にとってもメリットがあるとの説明でありました。また、町財政も大変助かると思います。

また、園児についても、集団でかけっこ、お遊戯を楽しんでいただけることと思います。通園についても、保護者の皆さんの負担を減少するために、送迎バスの送り迎えで負担軽減に努めることと聞いております。

今後、土採り跡地の有効活用により、多奈川地区も児童がふえ、また人口がふえ、また多奈川保育所が再開できますことを祈願申し上げて、賛成討論とします。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

和田勝弘君。

和田勝弘議員 貴重な時間ではございますが、先ほど少数意見の報告もさせていただきましたが、あえてここで反対討論をさせていただきますことをご了承願います。

先ほどの報告と重複いたしますが、本議案については、多奈川保育所、深日保育所の統合の予算が含まれていること、また、これにより多奈川地区の過疎化が一層危惧されること、さらに、町長の政策の進め方について、到底賛成できるものではありません。

以上、私の反対討論といたします。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第7号「平成21年度岬町一般会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第8号「平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

中原 晶議員 来年度の国民健康保険特別会計予算につきましては、国民健康保険の担当部の職員の皆さんにおかれては、後期高齢者医療制度や特定健診等の制度の改変が行われる中で、正しく職務を遂行するという点で、ご苦勞もされ、努力もしておられるところと考えております。

心情としては、反対するには忍びないという立場ではありますが、委員会の審議の中で、来年度の保険料値上げの方針が示されたところであります。不況が続いており、連続する負担増のもとで、少しでも保険料を値下げしてほしいというのが住民の切実な願いであります。

保険料値下げを求める立場から、本件につきましては反対いたします。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第9号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成21年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第10号「平成21年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

中原 晶議員 本件につきましては、これまで委員会や本会議の場でも申し上げてきたとおり、職員の皆さんの努力についてはお察しするところでありますが、どんなに努力を重ねたとしても、制度上、またシステム上の誤りを覆い隠すことはできないというふうに考えるものであります。

この後期高齢者医療制度そのものを廃止すべきという立場から、反対いたします。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第11号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成21年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第12号「平成21年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、起立に

より採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号「平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

反対ありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

中原 晶君。

中原 晶議員 本件に関しましては、これまで繰り返し、4月からの認定制度が変わることへの影響への懸念や、また、介護従事者の処遇改善が真に実を結ぶものになるかというふうな点については懸念を残すものとなっておりますが、今回、介護保険料につきましては、たまっていた基金をほとんどの割合で取り崩すということをお聞きしており、その決断に対しては評価できると考えておりますので、本予算に関しては賛成をしたいと思います。

なお、今後も、より一層保険料の値下げの努力を払っていただきますように、ご要望を申し上げます。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論をおわります。

これより、議案第14号「平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第15号「平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成21年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号「平成21年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成21年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号「平成21年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成21年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号「平成21年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号「平成21年度岬町水道事業会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号「平成21年度岬町水道事業会計予算の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号「新たに生じた土地の確認の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号「新たに生じた土地の確認の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「町の区域の変更の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号「町の区域の変更の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号「岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「岬町職員の修学部分休業に関する条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号「岬町職員の修学部分休業に関する条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「岬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号「岬町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

中原 晶議員 先ほどの総務文教委員会の審議でも申し上げましたが、本件につきましては、青少年センター、文化センターの所管がえが含まれており、これまで教育委員会の所管だったものを町長部局に移管するという内容であります。

この件について、委員会の審議前後にわたって、企画部や教育部局などに話を聞かせていただきましたが、教育という分野から町長部局へ移行することへの真剣な検討がなされたとは考えにくいというのが私の感想であります。そういった点から、本件につきましては、賛成をしかねるという立場であります。

なお、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律がかえられたことを理由の一つにしているようにも聞いておりますが、この法律の運用面で手続上、不十分さを残すことになった次第であります。

理事者、また私も含めて議会ともにお互いに率直に反省もし、今後の教訓としたいと思います。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案の賛成の方の発言を許します。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第29号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第30号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

中原 晶議員 前号の案件と同じ趣旨において、賛成しかねるという立場であります。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第30号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

議案第31号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議案第32号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議案第33号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第33号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

議案第34号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第34号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議案第35号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について、
討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第35号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する
件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

議案第36号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第36号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により
採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議案第37号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

反対討論ございませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

中原 晶君。

中原 晶議員 本件につきましては、支払う介護保険料の対象者の段階をより細分化したもので、所得に応じた保険料負担となるよう努力したものとして、この努力については前向きなものと考えられるものであります。

また、来期の保険料の値下げのために、今期の基金をほとんど取り崩すといった表明がされ、このことについては一種の英断であると高く評価しておりますので、今後も努力を重ねるよう求めて、賛成といたします。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第37号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

議案第38号「岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

中原 晶議員 今現在、今後の多目的公園のコンセプトも含めた見直しの時期に差しかかっている段階であります。企業誘致は、現段階では率直に申し上げて、うまくいっているとは言いがたい状態であります。今後、専門家や住民を広く交えて、多目的公園の有効な活用について知恵を出し合うときであります。そのときに、多目的公園活用方法の検討を抜きにして進出企業の優遇だけを先行し、拡大した上で延長するということにつきましては、賛成しがたいという立場であります。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第38号「岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件」について、起立に

より採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

議案第39号「岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号「岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

中原 晶議員 本件につきましては、所管がえそのものへの意義については先ほど申し上げたとおりであります。特に、青少年センターにつきましては、大阪府からの補助金の影響があり、担当部課としても頭を抱えているとお聞きしているところであります。

青少年センターでは、さまざまな青少年を対象とした事業を展開し、利用者にも喜ばれてきたところであります。大阪府の補助金が廃止となり、事業継続が困難である中、一部については利用者負担を求め、継続するとお聞きしておりますが、大部分については廃止せざるを得ないと聞き及んでいるところであります。継続できない事業を何らかの形で補完することについても、担当部課に聞いたところ、あいまいのままとなっており、所管がえだけが先行しているという印象を強くするものであります。

今後、教育的観点はどうなっていくのか、また、施設を利用してきた住民への影響については

懸念されますので、賛成しかねるという立場であります。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第40号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託された案件は、すべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

谷本 貢議長 日程3、議案第42号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程3、議案第42号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第6次)につきまして、概要をご説明いたします。

世界の金融資本市場は、百年に一度と言われる危機に陥っており、それに伴い世界的な景気後退が見られる中で、我が国経済は、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化、深刻化するおそれが高まっております。

こうした中で、国は、昨年10月の「安心実現のための緊急総合対策」として11.5兆円規模の第1次補正予算に加えて、本年1月には、生活対策として2.7兆円規模の第2次補正予算を成立させたところでございます。この第2次補正予算の財源を賄う法案であります「財政投融资特別会計」を活用した、いわゆる繰入特例法案は、今月4日に成立したところでございまして、今後は、この趣旨を踏まえ、着実な実施が期待されることとなっております。

国の第2次補正予算は、世界経済の混乱から国民生活を守るために、暮らしの安心が脅かされ

ている生活者、資金繰りに苦しむ中小・小規模企業、都市部との格差に悩む地方に対し、セーフティネットを強化し、備えを万全にすることを重要課題と位置づけ、3年以内に景気回復を図ることを目的とするものとなっております。

今般、追加議案として提案させていただいた一般会計補正予算（第6次）は、こうした国の第2次補正予算を受け、本町において予算化しなければならない経費について編成したものであります。

補正予算の概要といたしましては、一般会計補正予算（第4次）において、先に一部専決処分をいたしました定額給付金及び子育て応援特別手当に係る経費に加えまして、地域活性化・生活対策臨時交付金に係る経費を計上いたしております。

この地域活性化・生活対策臨時交付金は、我が国を取り巻く深刻な社会経済情勢を踏まえ、地方公共団体が積極的に地域の活性化に資するインフラ整備に取り組むことができるよう、国の第2次補正予算において6,000億円を計上いたしております。

なお、交付対象団体は、財政力指数が1.05未満で、地域活性化・生活対策に係る実施計画を策定し、事業を実施する地方公共団体となっており、また、交付限度額は、地方交付税の地方再生対策費の算定額を基本に、財政力指数等を勘案して算定するということとなっております。

本町におきましては、交付決定額は5,270万8,000円となっており、これを充当する事業といたしましては住民参加型ホームページに対応可能なサーバーの設置に係る地域情報化推進事業及び美化センターオゾン発生装置設備に係るし尿処理施設整備事業を予定しております。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

議案書1ページを参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,552万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,824万2,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金といたしまして3億5,392万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、子育て応援特別手当事務の取扱交付金61万4,000円、子育て応援特別手当交付金900万円、地域活性化・生活対策臨時交付金について、し尿処理施設充当分4,065万8,000円及びホームページサーバ充当分1,205万円、定額給付金給付事務費補助金562万6,000円、定額給付金給付事業費補助金2億8,598万円となっております。

繰入金といたしましては、本補正予算に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1,159万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページ、6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、3億630万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、ホームページサーバ設置に係る機械器具費1,470万円、定額給付金給付補助金2億8,598万円、その他事務費562万6,000円となっております。

民生費につきましては、子育て応援特別手当支給補助金900万円、その他事務費61万4,000円、合わせまして961万4,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、オゾン発生装置設置に係るし尿処理施設整備工事4,960万円を計上いたしております。

続きまして、7ページをご参照願います。第2表、繰越明許費をごらんください。

今回の補正予算において実施する事業は、いずれも翌年度に繰り越しが見込まれることから、地域情報化推進事業ほか3事業につきまして、それぞれ事業名をあげるとともに、繰越限度額を計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田代 堯君。

田代 堯議員 ちょっと2点だけ説明をしていただきたいんですけども、今、歳出の方で総務費の中で企画費なんですけども、ホームページ等の機械器具というような説明があったんですが、もう少し詳しく説明をしていただきたい。といいますのは、国庫支出金が1,200万ほどあって、一般財源200何万になってるんで、これ国で全部持たれないのかどうかという、ちょっと疑問を持ったんで、その辺をちょっと詳しく説明していただきたい。

それから、委託料の自治区協力委託料というのがある。これはどういう内容のものをやっているのか。まず、その2点をひとつご説明願いたい。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 田代議員の質問にお答えしたいと思います。

今回のコンピューターのことでございます。岬町の方では、住民及び事業者との協働の施策を

進めるために、自発的な活動の支援となるホームページを構築したいというふうに考えております。そのためのコンピューターサーバを導入するという予定でございます。

岬ゆめ・みらいサポート事業につきましては、今現在31団体登録がございます。今後も、NPO等と色々な部分で、認証などでますますそういう用途が活性化するという事で、必要性を感じております。その中で、住民主体の活動を広くPRしまして、その活動を報告できるようにホームページに、協働活動のページの構築を図りたいというふうに思っております。

その親しみあるページにするための、その中身ですけれども、写真とか、そういうものを掲載することにより、より親しみを持てる、そういうホームページにしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

それから2点目、言われております自治区協力金ということでございますけれども、今回の給付金を支給する場合に、一人の家庭、それから高齢者の家庭、そういう家庭が、非常に自分で申請するのが困難が予想されます。その中で、やはり自治区長、またそのほかの近所の方々にご迷惑かけることがあると思います。そういうための経費としまして、今回計上させていただいております。

よろしくお願いしたいと思います。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 ホームページによって、今後、町民との触れ合いをより深めていきたいということで、そのための機器購入ということなんですわね。そしたら、どういう、もう一つ僕、理解ができないんで、機械にうといんでわからんのですけども、これ今の、現在、岬町のホームページではうまくいかないのかどうか。新たにこれだけの1,470万もの金をかけて、そういった住民とのコミュニケーションの場をつくって、ホームページですよ、やっていかなきゃならないのかというのがちょっと理解できないんで、ちょっと私、事業そのものが理解できてないんでこういう質問するんですけど、もう少し、どなたかわかってたら教えてほしいんですが。

それと、自治区協力委託料については、これは定額給付金についての作業に当たっての経費だと思んですけども、例えば、これはもう既に民生委員さんとか、そういったところで、一人とか、そういうのはすべて把握が担当の方ではできてるの違うのかなと思うんですけども、それ以外に、もっと把握のできてない部分があるのかどうか、その点、民生委員さんとかかわりとか、その辺はどうなっているのか、ちょっと教えていただきたいです。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 ただいまのご質問の前半の部分をお答えしたいと思います。

コンピューターのサーバというのは、情報を蓄積する、データを蓄積するものであると。それが、今の岬町のコンピューターでは、メガバイトというんですか、その規模がありまして、まだ小さい状況でございます。それを大きくすることによって、写真とか、もちろんカラー写真、デジタル写真、そういったいろんなものを速くサーバの中で動かせるということを考えていただけたらというふうに思います。

定額の方は、ちょっと理事の方からお答えいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 総務部理事、時岡 貢君。

時岡総務部理事 ただいまの田代議員からの、自治区協力委託料に関しまして、ご答弁申し上げます。

まず、自治区協力委託料につきましては、まずは定額給付金申請を受け付けまして、申請状況を把握しながら、やはりできるだけ皆さんに申請していただきたいという関係で、基本的には督促をやっていきますけれども、ひとり世帯とか、なかなか行き届かないところにつきましては、自治区の協力をあおいで声かけを行っていただくということで、現在、1自治区に対して5万円ということで計算させていただいた上で、40万という額を計上させていただいております。

それと、民生委員さんの協力、これに関しましては、一昨日、国の方から各都道府県、政令市あてに民生委員さんに対する要請文書も来ておりまして、通常の民生委員さんの活動の中でですね、定額給付金事務についても、単身世帯等について協力をお願いしたいというような国の文書も来ておりますので、岬町としましては、その文書が到達するまでに先駆けまして、民生委員さんの方に、ふだんの活動の中でいろいろご配慮いただいていると思うんですけれども、定額給付金についても、そうした申請に支援が必要な方がございましたら、ご協力いただきたいということをお願い申し上げます。

場合によっては、単身世帯で申請書を書けない、あるいは郵便ポストに入れられないという方については、今後、民生委員さんと相談させていただいて、私ども職員も同行しながら訪問させていただいて、受付をさせていただくというようなことも考えております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 委託料については理解はできましたんですが、このサーバの問題、企画部長には申しわけない、詳しくわからないのに聞いて失礼なんやけども、もうこの265万円というのは、毎年これから要るわけかな。毎年要るとしたら、国も毎年こういった補助でやっていくのか、それとも単年度だけやっていくんかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 今、説明させていただいています事業につきましては、単年度事業でございます。単年度事業でございますし、単年度事業ということも含めまして、サーバの容量をふやすというふうに考えていただけたらというふうに思います。

谷本 貢議長 総務部理事、時岡 貢君。

時岡総務部理事 済みません。先ほど、田代議員の説明について、自治区の協力金なんですけども、単価5万円と言いましたけれども、5,000円の間違いでございました。トータルとして40万円の予算を計上させていただいております。

以上でございます。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

中原 晶君。

中原 晶議員 今回の6次補正につきましては、定額給付金と子育て応援特別手当と、あわせまして地域活性化・生活対策臨時交付金という長い名前の交付金が歳入されているところであります。

質問いたしますが、先ほど田代議員から質問のあったコンピューターのサーバについて、お聞きしておきたいと思います。

私、この交付金につきましては、どういう使い道をするのかということについて問題意識を持っておりましたので、事前に、どういったことに使うのかということをお聞きしていたところでは、主には老朽化が原因だというようなご説明を受けておりましたんですが、今ご答弁いただいたところでは、ストレートに老朽化ということは感じられなかったんですが、そのあたりについて、整合性のあるご答弁をいただきたいというのが1点であります。

それから、自治区の協力委託料についてですが、一つの自治区に当たり5,000円ということでありましたが、岬町内では60地区ありますので、余りが発生してくるのではないかなというふうに思うんですが、その費用についてはどのように配分されていくおつもりなのか、確認をしておきたいと思います。

それから、この交付金ですけれども、地方自治体にとっては非常に使いやすい形となっております。使い道についても多岐にわたって認められているものでありまして、そんな中で、先ほど説明いただいたとおりの機械器具費とし尿処理施設の整備工事、これに充てる理由についてお聞きしておきたいと思います。

以上です。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 中原議員のご質問でございます。

若干回答が重複するかも知れませんが、先ほど説明不足でございました。今、岬町の方に入っておりますLANでございますけれども、平成17年度に導入されたものでございまして、サーバの容量が現在の事務量、事務を処理するためには、少し小さいと。老朽化ではございません、小さいということでございます。それを今後の定住促進事業、いろんなことが情報化をしていきたいと。先ほどもホームページの大きさをアップするということもありますので、そこらも予想されるということで、住民参加型のシステムを再構築するための部分でございます。

よろしくご理解のほど、お願いしたいというふうに思います。

谷本 貢議長 総務部理事、時岡 貢君。

時岡総務部理事 中原議員の質問にお答えいたします。

定額給付金の自治区への協力金、これの支払い方法なんですけれども、基本的には、自治区連合会の方にトータル額をお渡しする方向で今考えております。予算としてはちょっと多目に計上させていただいておりますけれども、基本的には、例えば、郵送で発送させていただいたけれども、どうしても届かなくて戻ってくる場合、あるいはもう一度、再度、申請書がなくなったり、手元で紛失された場合なんかもお届けしないといけないというようなことも想定して、届けていただく、あるいは私ども一緒に同行させていただいたりする場合の経費として、先ほど言いましたように、各自治区当たり5,000円で計算はさせていただいております。それ以外の経費も含めて、自治区連合会の方には協力委託金という形でお支払いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

中口総務部長 中原議員の、なぜこの二つの事業を選定したかということでございますが、その理由といたしまして2点ございます。

まず1点目が、今回の交付金、つまり地域活性化・生活対策臨時交付金の交付に必要となる実施計画の策定が2月にございます。そして、交付金額5,270万8,000円が3月に明確にされたことということがございます。そういうことで、新たに事業を構築する時間的余裕がなく、にわかづくりの事業では、今回のこの事業の安定的実施を確保できないというように考えました。

ついては、事業の安定的な実施を考慮いたしまして、平成21年度予算要求において、各課が計画していた事業で、平成21年度予算に計上できなかった事業を計上いたしました。これが、

まず1点目の理由でございます。

第2といたしまして、本町の財政状況が厳しいという状況であります。本町の財政状況は、今後さらに厳しい状況が予想されることや、本交付金が経常的な財源ではないということから、事業が実施されても、一時的に効果が期待されるものではなく、恒常的に効果が期待できるものと考えたところ、将来世代への負担が軽減されると見込まれる事業を優先したところでございます。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

出口君。

出口 實議員 今、総務部長の方から対策等交付金に関しまして説明いただきました。その中で、企画部長の方から説明があったホームページの件に関しまして、私も他市の行政の部長級とのお話をよくさせていただきます。そういう中で、岬町のホームページを何回か、その部長の方々とあけて、実際に対照してみました。そういう中では、岬町のホームページに関する部分は、他市町村以外に、まだより以上に岬町のホームページが立派なものであるというふうな答えをいただいております。

そういう中で、サーバがもう満タンだという形の中で、今、説明がありましたけども、もう少し、今のサーバの問題も含めましてカットすべき部分があるんじゃないかなと。そして、特にカラー写真も盛り込んで向上を図っていきたいというふうに説明があったんですけども、実際に、私、岬町の人口比率、年齢比率から見まして、実際にこの交付金を前に出して、そんだけの実際のメリットがあるのかなというふうに私、考えますんで、その辺も含めて、田代議員と同じ質問やと思いますけども、その辺をもう少し、ほかの部分で利用できる、金銭的な部分で利用できる部分があるんじゃないかというふうに考えますんで。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 先ほどからのご質問で、また重複する部分があったらお許しいただきたいというふうに思います。

確かに、言われるとおりなんですけども、立派なホームページとも言うていただいております。ただ、岬町のホームページへ来られる方も、トータルですけども55万人ぐらいを超えておりまして、非常にたくさんの方が見ていただいております。

ただ、今後の事業の中で、先ほど説明させていただきました中で、ゆめ・みらいサポート事業というのもございます。それにつきましては、平成20年度、今年度の6月からスタートしたものでございまして、半年以上ちょっと経過しましたけども、31団体の登録もございます。

その中で、岬町は、大阪府で一番最初にNPOの認証も始めております。NPO団体の認証を始めるということになりますと、ホームページの中へ一緒に乗っかってくると。岬町が一生懸命、ホームページをPRする部分を、またNPOの団体も使っていただける、やりとりできるというようなこともございますので、先ほどから言うておりますコンピューターの容量をふやすことにより、より有効活用できると。この機会に、未来に向けまして、もう5年後、10年後先を見越したコンピューターを設定していきたいと。13年度からもう8年経過しておりますので、新しく、この機会に、この地域活性化事業に乗りまして、この事業を進めていきたいというふうに考えてますので、よろしくご理解のほど、お願いしたいと思います。

谷本 貢議長 出口君。

出口 實議員 今回の企画部長の回答でございますけれども、ホームページというのは、もともとの中で5年、10年を、将来展望を考えて、構築するというふうな回答であったけども、ホームページ自体の存在というのはそういうもんじゃないと思うんですよ。毎年毎年構築していくものだというふうに私は感じておるんですけども、その辺はどうですか。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 5年、10年というざっとした言い方で、非常に申しわけなかったんですけども、1年、1年ということにも置きかえられると思います。

ただ、今のコンピューターだけでは、なかなか容量が足りないようになってくると。足りない状況を示しておりますので、今回の事業に乗ったということも含めて、ご理解いただけたらというふうに思います。よろしくお願いします。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 定額給付金について確認なんですけども、高齢者、また単独世帯ということで、いろんな今、もう言うたら詐欺とかもあって、いろいろ心配してたんですけども、今お話聞いたら、自治区の協力も得、また、民生委員さんの協力も得て、手厚く配慮していくということで、そういった、今後、心配ないというふうに認識したらいいんですね。確認です。

谷本 貢議長 総務部理事、時岡 貢君。

時岡総務部理事 定額給付金に係る詐欺等の状況なんですけれども、これ既に新聞報道等でも、堺市内でそういうのが発生したということが報じられておりますけれども、個人個人の認識、そういうところ、そういう詐欺をされる方がつけ入るというような状況もございまして、ないということはいちめい切られませんが、私どもとしては、できる限りホームページ等で周知するなり、今回の定額給付金の申請書類を発送させていただく中でも、そういったATMの操作

等を役所の方から電話をかけてお願いすることはないというようなこともPRさせていただくということにしておりますので、私どももできる限りのPRをし、また、自治会等の役員さんにも、そういったこともお近くの方々にPRしていただいて、できるだけだまされないようお願いしたいということでしておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 要望なんですけれども、今ホームページとか、いろいろ言われたけど、それこそ高齢者の方には全然そういうところは、今先ほどから言われている無縁なところですので、とにかくやはり声かけが大事だと思いますので、そのところをまた再度徹底というんか、お願いというんか、ということをお願いしておきます。要望しておきます。

谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

中原 晶君。

中原 晶議員 賛成するか、反対するか、考えておったところでありますけれども、先ほど質問したご答弁をお聞かせいただいて、反対することに決めました。

といいますのは、先ほど質問したときに、自治体にとっては非常に使いやすいという形になっているということも申し上げて、重々そのことをご承知のことかと思えます。また、この交付金につきましては、資料をいただいたところを見せていただきましたが、世界経済の混乱から国民生活を守ることがうたわれておりまして、先ほど笠間企画部長からも、5年先、10年先というふうなご答弁ありましたけれども、5年先、10年先というよりも、今、目の前の足元が崩れ去りかけているというのが住民の中での生活に対する実感でありまして、このせっかく配分される非常に使いやすいものの使い道について、私は承服しかねるということを感じた次第であります。

今回大きく2件にわたって、使い道、先ほど来、質問し、答弁もいただいているところではあります。決して悪いというものではありませんが、今、本当に求められているものを住民的に真剣に検討なされたのかということについて、納得がいかないという立場であります。

使い道の項目については多岐にわたって示されておりまして、例えば、具体的に挙げますと、岬町内の商店で使えるような商品券を発行するとか、先ほど中口総務部長が、なぜこの2件を大

きく選んだのかということについて説明がありましたけれども、時間的に制約はあったとはいえ、21年度の予算に計上できなかったもので、より住民的に被害の大きいものは、ほかにもたくさんあるわけなんです。ですので、先ほど議案のところでも申し上げた、例えば、青少年センターのブリングアップの講座を1年でも長く、2年でも長く継続できるように使う、また、地域での雇用を新たに生み出すようなものとして使うなど、本当に直接、住民生活を守るために使うべきではないかというのが、本件について私の深く感じるところであります。

しかしながら、こういった形で国から予算がおりてきたということで、本来、21年度の予算に計上できなかったものを前倒して使うということは、後年度においてその分の予算が浮いてくるということになりますので、この際ですから、その浮いたお金で住民要求にかなう施策を実施していただきたいということをお場で強く要望しておきたいと思っております。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第42号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件」を、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第42号は、可決されました。

谷本 貢議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成21年第1回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後2時34分 閉会)

以上の記録が本町議会平成21年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年3月25日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 奥 野 学

議 員 反 保 多喜男